

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）            第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。            「一〇十一 略」            十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株</p>	<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）            第九条の三 「同上」            「一〇十一 同上」            十二 「同上」</p>

式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」ト 略」

㊦ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（イに掲げる有価証券を除く。）

「十三」二十五 略」

二十六 投資信託受益証券等（第十二号チに掲げる有価証券を除く。以下この号において同じ。）の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標（第十二号チに掲げる有価証券にあつては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額。以下この条において「指標等」という。）の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付

「イ」ト 同上」

「号の細分を加える。」

「十三」二十五 同上」

二十六 投資信託受益証券等の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指

けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指標等の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標等の水準と投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標（第十二号に掲げる有価証券にあっては、その投資信託財産について行われている有価証券指標先物取引に係る指標。口において同じ。）によるものをいう。以下この条において同じ。）又は指標連動等有価証券の買付け（当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる

標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標等の水準と投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標によるものをいう。以下この条において同じ。）又は指標連動有価証券の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。）を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付け

複数の有価証券の買付けに限る。)を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

ロ 「略」

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高(これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。)又は指標連動等有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券等の価格の水準と指標等の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券等に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(次号において「投資信託受益証券等オプション取引」という。)を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券等の価額(当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。)の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。)

三十二 投資信託受益証券等オプション取引により投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与して

を行う取引

ロ 「同上」

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高(これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。)又は指標連動等有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券等の価格の水準と指標等の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券等に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(次号において「投資信託受益証券等オプション取引」という。)を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券等の価額(当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。)の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。)

三十二 投資信託受益証券等オプション取引により投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与して

いる場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買  
い付けることとなる投資信託受益証券等の価格の変動により発生  
し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券等の価額（  
投資信託受益証券等オプション取引により当該投資信託受益証券  
等売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与してい  
る場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付け  
ることとなる投資信託受益証券等の価額、当該投資信託受益証券  
等と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の  
額並びに指標連動等有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除  
した価額に限る。）の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行  
う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十三 取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を  
当該投資信託受益証券等（第十二号へに掲げる有価証券にあつて  
は同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同  
号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化する  
ための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔三十四～三十六 略〕

2  
〔略〕

3 令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定  
する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第七号から第十号  
までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが  
当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取  
引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託

いる場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買  
い付けることとなる投資信託受益証券等の価格の変動により発生  
し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券等の価額（  
投資信託受益証券等オプション取引により当該投資信託受益証券  
等売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与してい  
る場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付け  
ることとなる投資信託受益証券等の価額、当該投資信託受益証券  
等と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の  
額並びに指標連動等有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除し  
た価額に限る。）の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取  
引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十三 取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を  
当該投資信託受益証券等（第十二号へに掲げる有価証券にあつて  
は同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同  
号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するた  
めの当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔三十四～三十六 同上〕

2  
〔同上〕

3  
〔同上〕

の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

〔一〇七 略〕

八 私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあつては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔九・十 略〕

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 〔略〕

二 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

〔イ〕又 略〕

ル 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（ハに掲げる有価証券を除く。）

三 〔略〕

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 前条第二号イからルまでに掲げる有価証券につき空売りをを行う

〔一〇七 同上〕

八 私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあつては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

〔九・十 同上〕

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕又 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三 〔同上〕

第十五条の八 〔同上〕

一 前条第二号イからヌまでに掲げる有価証券につき空売りをを行う

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>取引 二 「略」</p>
	<p>取引 二 「同上」</p>